明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第五条の四第二項第一号中「第七十二条の三十九の四第一項」を「第七十二条の十三第十一項」に、「同項」を「第七十二条の三十九の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第八条の十四から第八条の二十七まで　削除

第九条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第百五十二条第一項」を「第百七十七条の十三第一項」に、「によつて」を「により」に、「第十六号の九様式」を「第十六号の四十三様式」に改め、同条を第九条の十七とする。

第九条（見出しを含む。）中「第百五十一条の二」を「第百七十七条の十二」に改め、同条を第九条の十六とする。

第八条の六十の次に次の十五条を加える。

（法第百四十五条第五号のエネルギー消費効率）

第九条　法第百四十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率（法第百四十五条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二　法第百四十九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2　法第百四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3　法第百四十九条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第九条の四において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4　法第百四十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法第百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6　法第百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7　法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第九項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8　法第百四十九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9　法第百四十九条第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。